

付議案第14号

福岡市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和5年3月28日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、福岡市立特別支援学校「清水高等学園」の設置に伴い、福岡市立特別支援学校設置条例を改正したことから、福岡市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則案について、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立学校給食センター条例施行規則（昭和48年福岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表特別支援学校の部に次のように加える。

福岡市立特別支援学校「清水高等学園」

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

福岡市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

福岡市立学校給食センター条例施行規則（昭和48年福岡市教育委員会規則第2号）

現行		改正後（案）		備考
（学校給食の調理等を行わない中学校等） 第2条 条例第1条の教育委員会規則で定める中学校及び特別支援学校は、次のとおりとする。		（学校給食の調理等を行わない中学校等） 第2条 条例第1条の教育委員会規則で定める中学校及び特別支援学校は、次のとおりとする。		
区分	名称	区分	名称	
中学校	福岡市立舞鶴中学校	中学校	福岡市立舞鶴中学校	
	福岡市立能古中学校		福岡市立能古中学校	
	福岡市立住吉中学校		福岡市立住吉中学校	
	福岡市立玄界中学校		福岡市立玄界中学校	
	福岡市立小呂中学校		福岡市立小呂中学校	
	福岡市立福岡きぼう中学校		福岡市立福岡きぼう中学校	
特別支援学校	福岡市立南福岡特別支援学校	特別支援学校	福岡市立南福岡特別支援学校	
	福岡市立今津特別支援学校		福岡市立今津特別支援学校	
	福岡市立特別支援学校「博多高等学園」		福岡市立特別支援学校「博多高等学園」	
			福岡市立特別支援学校「清水高等学園」	
(以下略)		(以下略)		

福岡市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

福岡市立特別支援学校「清水高等学園」の設置に伴い、福岡市立特別支援学校設置条例を改正したことから、福岡市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について改正を行うもの。

2 改正の内容

給食センターから給食を配送しない中学校等の一覧に、福岡市立特別支援学校「清水高等学園」を追加するもの。

3 施行期日

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。